

令和9・10年度
建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準

(趣旨)

第1条 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）第5条第1項の規定による建設業者の資格審査及び等級格付は、この基準に定めるところによる。

(審査基準日)

第2条 資格審査及び等級格付の審査基準日（以下「審査基準日」という。）は、令和7年7月1日から令和8年6月30日までの間の各建設業者の営業年度の終了の日とする。ただし、指定範囲内に審査基準日が複数ある場合には、直近のものを審査基準とする。

(格付業種及び等級区分)

第3条 県内に主たる営業所を有する建設業者の等級格付を行う業種及び等級区分は、以下のとおりとする。なお、県外に主たる営業所を有する建設業者については等級格付は行わない。

土木工事業	特A、A、B、C、D	(5等級)
建築工事業	特A、A、B、C、D	(5等級)
電気工事業	A、B、C	(3等級)
管工事業	A、B、C	(3等級)
舗装工事業	A、B	(2等級)

(等級格付の方法)

第4条 格付の方法は、建設業法（以下「法」という。）第27条の23第1項に規定する経営規模その他経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていることを前提として行い、次条以下に定める経営事項審査評価点に県独自評価点を加えた総合評点の上位から格付けしていくこととする。

(経営事項審査評価点)

第5条 前条に規定する経営事項審査評価点数は、法第27条の29第1項の規定による総合評定値（P）とする。

(県独自の評価点)

第6条 県独自の評価については、次の各号に掲げる評価項目ごとの基準により算定した数値に基づき行うものとする。

(1) 工事成績

土木建築部及び農林水産部、企業局、教育庁の発注工事で、令和6年度・令和7年度に完成した土木・建築一式工事、電気・管・舗装工事の成績を、工種ごとに評価し次のとおり配点する。

工事成績の評点 (平均点)	55点 未満	55点以上 60点未満	60点以上 65点未満	65点以上 70点未満	70点以上 75点未満	75点以上 80点未満	80点以上 85点未満	85点以上 90点未満	90点以上
付加点数	-25点	-20点	-15点	0点	+20点	+30点	+40点	+50点	+60点

(2) 技術者数（業種別）

（令和8年7月1日以前に雇用された者で、同年12月1日現在における常勤の技術者）

ア 土木工事業	1 級技術者	1 人につき	+ 3 点
	1 級技士補	1 人につき	+ 2 点
	2 級技術者	1 人につき	+ 1 点
	技術士	1 人につき	+ 3 点
	（建設部門、農業部門、林業部門、水産部門に限る。上記技術者と重複可）		
イ 建築工事業	1 級技術者	1 人につき	+ 3 点
	1 級技士補	1 人につき	+ 2 点
	2 級技術者	1 人につき	+ 1 点
	積算士	1 人につき	+ 3 点
	（上記技術者と重複可）		
ウ 電気・管・舗装工事業	1 級技術者	1 人につき	+ 3 点
	1 級技士補	1 人につき	+ 2 点
	2 級技術者	1 人につき	+ 1 点

(3) 雇用の規模

令和8年7月1日現在における健康保険又は厚生年金保険等の被保険者数
被保険者 1 人につき + 1 点（但し50点を上限とする。）

(4) 新卒者雇用及び若年者雇用

ア 新卒者雇用

中学、高校、短大、大学、高専又は専門学校の新卒者（令和7年及び令和8年に卒業した者）を、
令和8年12月1日までに雇用した場合 + 5 点

イ 若年者雇用

前回基準日（令和6年12月1日）の前後1年以内に、雇用期間の定めのない常勤の従業員として中途雇用された雇用者で、中途雇用された時点の年齢が35歳未満かつ令和8年12月1日現在で継続雇用している場合（雇用の時点が令和5年12月1日から令和7年11月30日の間であること） + 3 点

(5) 障害者雇用（「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく令和8年6月1日現在の雇用状況）

ア 法定雇用義務がある場合

雇用義務を達成している	+ 5 点
法定数以上に雇用している	5 点に加え、法定数を超える分について + 5 点／人
雇用義務を達成していない	- 5 点

イ 法定雇用義務がない場合 + 5 点／人

(6) 表 彰

ア 土木建築部優良建設業者表彰

知事表彰	各受賞業種に	+ 20 点
部長表彰	各受賞業種に	+ 10 点
土木事務所長等表彰	各受賞業種に	+ 5 点

（令和7年度・令和8年度において表彰された工事。但し、同一業種の重複は不可）

イ 農林水産部優良建設業者表彰
 知事表彰 各受賞業種に +20点
 部長表彰 各受賞業種に +10点
 農林土木事務所長等表彰 各受賞業種に +5点
 (令和7年度・令和8年度において表彰された工事。但し、同一業種の重複は不可)

ウ 企業局優良建設業者表彰
 局長表彰 各受賞業種に +10点
 (令和7年度・令和8年度において表彰された工事。但し、同一業種の重複は不可)

エ 国土交通省指定統計調査大臣表彰 いずれの場合も+8点
 安全衛生大臣表彰
 (令和6年度から令和7年度までに企業を対象とした表彰に限る)

オ 雇用改善知事表彰 いずれの場合も+5点
 安全衛生局長表彰
 (令和6年度から令和7年度までに企業を対象とした表彰に限る)

(7) 建設業退職金共済制度履行状況
 (経営事項審査の基準日と同時期の履行状況、建設業退職金共済事業沖縄県支部による)
 手帳更新率
 100% +5点
 70%~99% +3点

(8) マネジメントシステムの認証取得 (令和8年12月1日時点で登録されている者。但し、登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く)

ア ISOの認証取得
 9000シリーズの認証取得 +13点
 14000シリーズの認証取得 +13点

イ エコアクション21の認証取得
 エコアクション21の認証取得 +5点
 (但し、ISO14000シリーズとエコアクション21の重複加算は不可)

(9) 建設業法違反等 (評価対象期間：過去2年間 (令和6年度・令和7年度))

A 指名停止措置
 1か月未満 回数×(-20点)
 1か月以上6か月未満 回数×(-30点)
 6か月以上 回数×(-40点)

B 監督処分
 指示処分 回数×(-20点)
 営業停止
 1か月未満 回数×(-30点)
 1か月以上6か月未満 回数×(-40点)
 6か月以上 回数×(-50点)
 許可の取消処分 (一部業種に係る) 回数×(-60点)

但し、同一事案で指名停止及び監督処分が併せて行われた場合は、大きい方の点数により減点する。また、処分期間が年度をまたがる場合は、処分の発生年度を評価対象とする。

(10) 社会貢献等

下表の評価項目について、いずれかの建設業団体に加入しているとき、加算対象工種の欄に掲げる業種に対して活動年数に応じて加点するものとする。

評価項目	加入団体	加算対象工種	点数（活動年数）
1. 労働安全対策 2. 技術研修等 参加状況 3. 地域貢献活動	(一社) 沖縄県建設業協会	土木一式工事 建築一式工事	1年加入につき、1点付与する。 但し、上限は30点とする。
	(一社) 沖縄県電気管工事業協会	電気工事 管工事	同上
	(一社) 沖縄県中小建設業協会	土木一式工事 建築一式工事	同上
	(一社) 沖縄県舗装業協会	舗装工事	同上

※ 団体への加入は、令和8年12月1日時点において在籍し、満1年以上加入していることを条件とする。

※ 複数の団体に加入している場合には、点数の高い加入団体で評価する。

※ 過去において途中脱退があった場合には、その期間は団体活動年数の通算から除くものとする。

さらに、団体の令和6年度及び令和7年度の社会貢献事業等への取り組みに応じ、追加で加点する。詳細は別添に定める。（上限10点）

評価項目	内容	点数
1. 労働安全対策	労働災害を防止するための取り組み等の実施	1回～2回 0点
2. 技術研修参加等	建設産業の生産性の向上等（人材育成、能力開発等）	3回～4回 1点 5回以上 2点
3. 地域貢献活動等	地域社会貢献活動（環境美化活動、ボランティア活動等）の取り組み	※各評価項目毎に上記で加点する。
4. 雇用改善等	雇用改善（若年者入職の掘り起こし等）の取り組み	
5. 普及啓発活動等	建設業の魅力発信・普及・啓発等の取り組み	

※各年度毎の合計点数を、足して2で割った点数を加点する。（小数点以下は切り上げ）

(11) 不当要求防止責任者の配置

暴力団等からの不当な要求に適切に対応するため、令和8年12月1日までに不当要求防止責任者を配置した場合 +2点

(12) 協力雇用主の登録

保護観察対象者等の再犯防止・社会復帰支援のため、令和8年12月1日までに協力雇用主の登録を行った場合 +2点

(13) 建設キャリアアップシステムの登録

令和8年12月1日までに「建設キャリアアップシステム」の事業者登録を行った場合 + 5 点

(14) おきなわSDGsパートナーの登録

令和8年12月1日までに「おきなわSDGsパートナー」の登録を行った場合 + 5 点

(15) うちなー健康経営宣言の登録

令和8年12月1日までに「うちなー健康経営宣言」の登録を行った場合 + 5 点

(等級格付の条件)

第7条 総合評点の順位に関わらず、等級格付については次の条件を設定する。なお、1級技術者は令和8年12月1日現在において在籍する者とし、同年7月1日以前に雇用されたことを要件としないこと、また、土木・建築工事業の1級技術者とは、建設業法等にいう技術者で、1級相当の大臣認定者を除くこととする。

- (1) 土木工事業及び建築工事業の特A、A等級については、特定建設許可業者であること。
- (2) 土木工事業の特Aは、1級技術者8名以上、Aは3名以上を有していること。
(技術士は1級技術者に含めるが、同一人が重複して資格を保有している場合は1人とする。)
- (3) 建築工事業の特Aは、1級技術者5名以上、Aは2名以上を有していること。
- (4) 電気・管・舗装工事業のAは、1級技術者2名以上を有していること。
- (5) 土木工事業及び建築工事業の特A、A、B、C等級及び電気・管・舗装工事業のA、B等級については、電子入札対応業者であること。
- (6) 新規登録者は、総合評点による等級より1等級下位に位置づける。なお、前回の入札参加資格登録がない業者についても同様とする。
- (7) 昇級は1等級上位を原則とするが、3等級以上の総合評点を有する場合のみ2等級上位に格付けする。ただし、前回の登録において、電子入札の未対応により格付が降格した場合はその限りでない。
- (8) 降格は1等級下位を原則とするが、総合評点の2割を付与しても1等級下位の点数に満たない場合はその限りでない。

(等級格付の決定)

第8条 総合評点による等級格付は、格付業種ごとに総合評点の分布、各等級の構成比、指名の状況及び発注工事量等を勘案の上、決定するものとする。

(追加の資格審査申請)

第9条 定期受付時にやむを得ない事情により申請ができなかった者の追加の資格審査申請については令和9年度中に2回、別途期間を定めてこれを行うものとする。

(特例措置の適用申請)

第10条 経常建設共同企業体、官公需適格組合及び合併等の企業再編に対する特例措置の適用申請については、別に定めるところによる。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については土木建築部長が別に定める。

附 則

1. この基準は、令和8年7月31日から施行する。